

# 吸収合併に係る事後開示書面

美濃窯業株式会社

2022年4月1日

吸収合併に係る事後開示事項  
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地  
美濃窯業株式会社  
代表取締役社長 太田 滋俊



当社と株式会社ビョーブライト（以下「ビョーブライト」といいます。）、ミノセラミックス商事株式会社（以下「ミノセラミックス商事」といいます。）及び日本セラミックエンジニアリング株式会社（以下「日本セラミックエンジニアリング」といいます。）は、2022年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ビョーブライト、ミノセラミックス商事及び日本セラミックエンジニアリングを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2022年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

ビョーブライト、ミノセラミックス商事及び日本セラミックエンジニアリングは当社の完全子会社であったため、差止請求について該当はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続きの経過

ビョーブライト、ミノセラミックス商事及び日本セラミックエンジニアリングは当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続きの経過

ビョーブライト、ミノセラミックス商事及び日本セラミックエンジニアリングは新株予約権を発行しておりませんので、該当はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続きの経過

ビョーブライト、ミノセラミックス商事及び日本セラミックエンジニアリングは、会社法第789条第2項の規定により、同項各号に掲げる事項を2022年2月1日付の官報にて公告するとともに、知っている債権者に対し各別の催告を行いました。所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続きの経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きの経過

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、本合併につき差止請求することはできません。

(2) 会社法第797条の規定による手続きの経過

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、会社法第797条第1項の規定による株式の買取請求をすることはできません。

なお、当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2022年2月1日付で電子公告を行いました。株主からの反対通知はありませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続きの経過

当社は会社法第799条第2項及び第3項の規定により、同条第2項各号に掲げる事項を2022年2月1日付の官報及び電子公告にて公告しましたが、所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は本合併の効力発生日である2022年4月1日をもって、ピョーブライト、ミノセラミックス商事及び日本セラミックエンジニアリングから資産及び負債ならびにその他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりであります。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2022年4月1日

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

# 吸収合併に係る事前開示書面

ミノセラミックス商事株式会社

2022年2月1日

吸収合併に係る事前開示事項  
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

岐阜県瑞浪市寺河戸町868番地

ミノセラミックス商事株式会社

代表取締役社長 太田 滋俊



当社及び美濃窯業株式会社（以下「美濃窯業」といいます。）は、当社を吸収合併消滅会社、美濃窯業を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関する合併契約を、2021年12月9日付で締結しました。

本合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 合併契約の内容

本合併に係る合併契約の内容は、別紙Ⅰのとおりです。

2. 本合併の対価及び割当の相当性に関する事項

美濃窯業は本合併に際して対価の交付は行わず、また本合併により美濃窯業の資本金及び準備金は増加いたしません。同社は当社の発行済株式全てを所有しているため、当社にかかる取扱いが相当であると判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 計算書類等の内容

美濃窯業の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙Ⅱのとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項

美濃窯業は、2021年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対して、次のとおり、同社第160期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の中間配当を行いました。

① 配当金の総額	81,381千円
② 1株当たりの金額	7.5円
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2021年12月3日

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項  
該当事項はありません。

7. 効力発生日後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 合併当事会社の財務状況は、両社ともに、資産の額が負債の額を上回っております。

(2) 本合併の効力発生日までの両社の財務状況について、特段の変動は見込まれないため、美濃窯業においては本合併後も資産の額が負債の額を上回ると見込まれます。

(3) 本合併後の美濃窯業の事業活動において、同社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態は現在のところ予想されません。

(4) 以上から、本合併の効力発生日以降に美濃窯業の負担すべき債務については、履行の見込みがあると判断します。

8. 本書面の備置開始以降に上記事項に変更が生じた場合は、当該変更後の事項を直ちに本書面に追加します。

以上

# 吸収合併に係る事前開示書面

株式会社ビョーブライト

2022年2月1日

吸収合併に係る事前開示事項  
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

岐阜県恵那市山岡町原1532番地の8  
株式会社ビョーブライト  
代表取締役社長 太田 滋俊



当社及び美濃窯業株式会社（以下「美濃窯業」といいます。）は、当社を吸収合併消滅会社、美濃窯業を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関する合併契約を、2021年12月9日付で締結しました。

本合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 合併契約の内容

本合併に係る合併契約の内容は、別紙Ⅰのとおりです。

2. 本合併の対価及び割当の相当性に関する事項

美濃窯業は本合併に際して対価の交付は行わず、また本合併により美濃窯業の資本金及び準備金は増加いたしません。同社は当社の発行済株式全てを所有しているため、当社にかかる取扱いが相当であると判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 計算書類等の内容

美濃窯業の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙Ⅱのとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項



美濃窯業は、2021年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対して、次のとおり、同社第160期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の中間配当を行いました。

① 配当金の総額	81,381千円
② 1株当たりの金額	7.5円
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2021年12月3日

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項

該当事項はありません。

7. 効力発生日後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 合併当事会社の財務状況は、両社ともに、資産の額が負債の額を上回っております。

(2) 本合併の効力発生日までの両社の財務状況について、特段の変動は見込まれないため、美濃窯業においては本合併後も資産の額が負債の額を上回ると見込まれます。

(3) 本合併後の美濃窯業の事業活動において、同社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態は現在のところ予想されません。

(4) 以上から、本合併の効力発生日以降に美濃窯業の負担すべき債務については、履行の見込みがあると判断します。

8. 本書面の備置開始以降に上記事項に変更が生じた場合は、当該変更後の事項を直ちに本書面に追加します。

以上

# 吸収合併に係る事前開示書面

日本セラミツクエンジニアリング株式会社

2022年2月1日

吸収合併に係る事前開示事項  
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

東京都千代田区神田錦町三丁目16番地  
日本セラミツクエンジニアリング株式会社  
代表取締役社長 太田 滋俊



当社及び美濃窯業株式会社（以下「美濃窯業」といいます。）は、当社を吸収合併消滅会社、美濃窯業を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関する合併契約を、2021年12月9日付で締結しました。

本合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 合併契約の内容

本合併に係る合併契約の内容は、別紙Ⅰのとおりです。

2. 本合併の対価及び割当の相当性に関する事項

美濃窯業は本合併に際して対価の交付は行わず、また本合併により美濃窯業の資本金及び準備金は増加いたしません。同社は当社の発行済株式全てを所有しているため、当社はかかる取扱いが相当であると判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 計算書類等の内容

美濃窯業の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙Ⅱのとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項

美濃窯業は、2021年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対して、次のとおり、同社第160期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の中間配当を行いました。

① 配当金の総額	81,381千円
② 1株当たりの金額	7.5円
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2021年12月3日

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項

該当事項はありません。

7. 効力発生日後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 合併当事会社の財務状況は、両社ともに、資産の額が負債の額を上回っております。

(2) 本合併の効力発生日前の両社の財務状況について、特段の変動は見込まれないため、美濃窯業においては本合併後も資産の額が負債の額を上回ると見込まれます。

(3) 本合併後の美濃窯業の事業活動において、同社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態は現在のところ予想されません。

(4) 以上から、本合併の効力発生日以降に美濃窯業の負担すべき債務については、履行の見込みがあると判断します。

8. 本書面の備置開始以降に上記事項に変更が生じた場合は、当該変更後の事項を直ちに本書面に追加します。

以上



合併契約書

美濃窯業株式会社（住所 岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地、以下「甲」という。）、日本セラミックエンジニアリング株式会社（住所 東京都千代田区神田錦町三丁目16番地、以下「乙」という。）、ミノセラミックス商事株式会社（住所 岐阜県瑞浪市寺河戸町868番地、以下「丙」という。）及び株式会社ビョーブライト（住所 岐阜県恵那市山岡町原1532番地の8、以下「丁」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

- (1) 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。
(2) 甲及び丙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、丙を吸収合併消滅会社として合併する。
(3) 甲及び丁は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、丁を吸収合併消滅会社として合併する。(以下、(1)(2)(3)の吸収合併を総称して「本合併」という。)

第2条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は乙、丙及び丁の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して一切の対価を交付しない。

第3条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下、「合併の日」という。）は、令和4年4月1日とする。ただし、合併手続の進行上の必要に応じ、甲乙丙丁協議の上、これを変更することができる。

第4条（甲の資本金に関する事項）

本合併に伴い、甲の資本金は増加しないものとする。

第5条（株主総会）

本合併は、会社法第796条第2項に定める簡易合併及び同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、甲、乙、丙及び丁は、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を経ることなく行うものとする。

第6条（効力発生の条件）

甲、乙、丙及び丁は、甲乙間の吸収合併、甲丙間の吸収合併及び甲丁間の吸収合併の全部を同時に行うものとし、いずれかの吸収合併が効力を生じない場合は、他の吸収合併もその効力を生じないものとする。

第7条（会社財産の引継）

乙、丙及び丁は、令和4年3月31日現在の貸借対照表その他同日の計算を基礎とし、これに合併の日までの増減を加減した資産、負債及び権利義務の一切を、合併の日においてそれぞれ甲に引き継

ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（善管注意義務）

甲、乙、丙及び丁は、本契約締結後合併の日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意義務をもって業務執行及び財産管理を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為をなす場合には、事前に甲乙丙丁協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結の日から合併の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙、丙又は丁の資産又は経営状態に重大な変動を生じたときには、別途甲乙丙丁協議の上、本合併の条件を変更し、または本合併を解除することができる。

第10条（本契約以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙丙丁協議の上定めるものとする。

本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲乙丙丁が記名押印のうえ、甲が原本を乙、丙及び丁がその写しを保有する。

令和3年12月9日



前ページ2字加入

(甲) 岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地

美濃窯業株式会社

代表取締役 太田 滋 俊



(乙) 東京都千代田区神田錦町三丁目16番地

日本セラミックエンジニアリング株式会社

代表取締役 太田 滋 俊



(丙) 岐阜県瑞浪市寺河戸町868番地

ミノセラミックス商事株式会社

代表取締役 太田 滋 俊



(丁) 岐阜県恵那市山岡町原1532番地の8

株式会社ビョーブライト

代表取締役 太田 滋 俊



(添付書類)

**事業報告** (2020年4月1日から2021年3月31日まで)**1 企業集団の現況に関する事項****(1) 事業の経過及びその成果****① 全般的事業の状況**

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響で急速に悪化した後、社会経済活動の段階的な再開や政府の各種経済対策の効果等により景気は持ち直していましたが、感染症再拡大の懸念により年度末にかけて再び悪化傾向となりました。

今後は緊急事態宣言の再発令により個人消費の減少や雇用情勢の悪化が見込まれ、経済活動の水準がコロナ前の水準に戻るにはもう暫く時間を要すると思われることから、当面の間経済環境は不透明で厳しい状況が見込まれます。

このような状況の下、セメント業界向けを中心とする耐火物事業については、セメントの国内生産量が2年連続でマイナスになる中、新規顧客の開拓及び生産性改善等の各種コスト削減に積極的に取り組んだものの、価格競争の激化、設備投資に伴う減価償却負担の影響もあり売上高、利益ともに減少しました。

プラント事業については、設備投資環境が低調に推移する中、企業収益の悪化や設備投資計画の延期等の影響もあり、売上高、利益ともに減少しました。

建材及び舗装用材事業については、感染症の拡大及び天候不順による工事の一部遅延や中断・延期などの影響により、売上高、利益ともに減少しました。

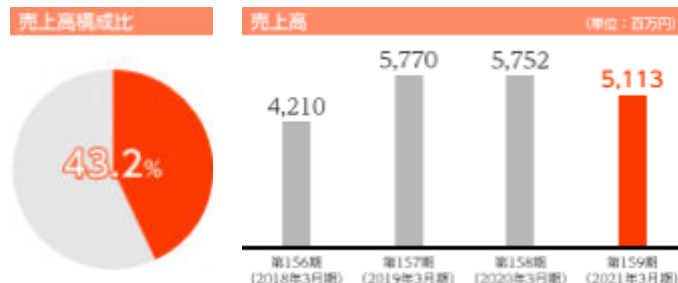
不動産賃貸事業は、遊休不動産の積極活用により売上高、利益ともに増加しました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高は11,837百万円（前期比10.4%減）、営業利益は1,156百万円（前期比16.3%減）、経常利益は1,216百万円（前期比16.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は857百万円（前期比15.3%減）となりました。

## ②セグメント別の状況

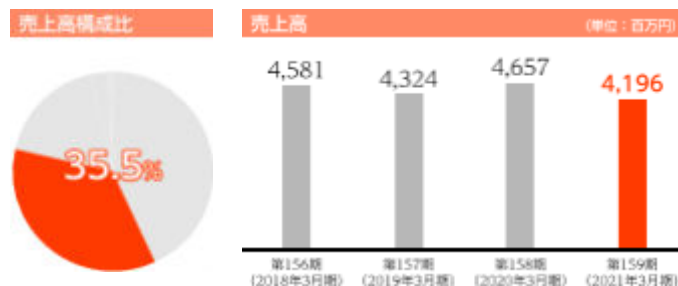
セグメント別の業績は次のとおりであります。

### 耐火物事業



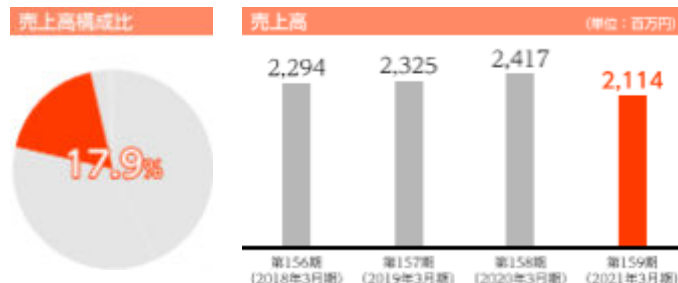
耐火物事業につきましては、当連結会計年度の売上高は5,113百万円（前期比11.1%減）、セグメント利益は282百万円（前期比25.5%減）となりました。

### プラント事業



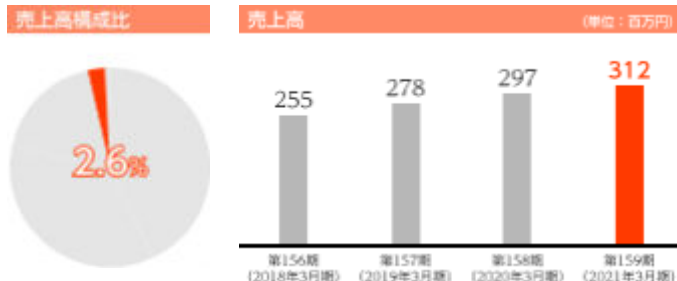
プラント事業につきましては、当連結会計年度の売上高は4,196百万円（前期比9.9%減）、セグメント利益は589百万円（前期比19.1%減）となりました。

### 建材及び舗装用材事業



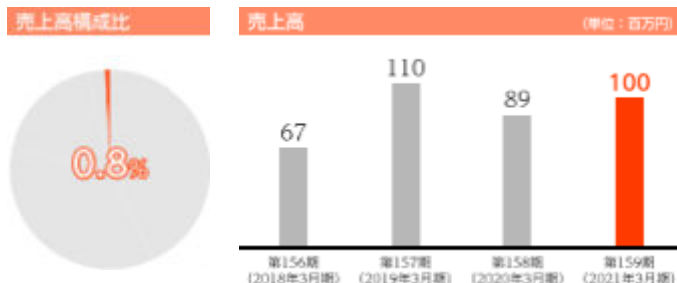
建材及び舗装用材事業につきましては、当連結会計年度の売上高は2,114百万円（前期比12.6%減）、セグメント利益は80百万円（前期比35.2%減）となりました。

## 不動産賃貸事業



不動産賃貸事業につきましては、当連結会計年度の売上高は312百万円（前期比5.0%増）、セグメント利益は155百万円（前期比6.2%増）となりました。

## その他の事業



主に外注品等を販売する事業であり、当連結会計年度の売上高は100百万円（前期比12.3%増）、セグメント利益は22百万円（前期比28.1%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当社グループは、生産能力向上のための設備拡充及び不動産賃貸事業の拡大を重点的に行い、当連結会計年度の設備投資総額は872百万円となりました。

主な内訳は、当社の東京営業所及び不動産賃貸事業の賃貸用住宅であるビルの建築554百万円、当社亀崎工場の原料配合設備42百万円であります。



### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度につきましては、経常的な資金調達のみで、増資等は行っておりません。

### (4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、ワクチンの普及等の新型コロナウイルス感染症抑制対策の進行に伴い経済活動が正常化することで、時間はかかるものの徐々に好転すると予想しております。しかしながら、変異株による国内感染拡大やワクチン普及の遅れなど、感染の影響が長期化もしくは深刻化した場合には、営業活動の自粛や抑制、工期の遅れなど国内製品売上高への影響が及ぶことが想定されます。

対処すべき事業上の課題といたしましては、第一に新型コロナウイルス感染症への従業員及び事業関係者への感染防止対策を徹底するとともに、製品供給体制維持を中心とした事業継続体制を構築しております。

第二に「耐火物事業」においては、リスク要因の一つである中国産窯業原料の大幅な価格変動について、その原因となった中国環境規制の動向に注視しつつ、調達先の多様化等により引き続き主要原料の安定的な確保に努力するとともに、海上コンテナ不足によるデリバリー遅延を回避すべく原料の早期手配に留意してまいります。また、高品質製品と製造・技術・販売の一体サービスの提供により、他社との差別化を図り競争力のある製品開発に注力し、より一層の顧客満足の向上に努めるとともに、生産効率の向上に努めてまいります。

第三に「プラント事業」においては、顧客の各種ニーズに対応すべく新製品の開発を積極的に推し進め、新市場及び新規顧客の開拓に向けて取り組んでまいります。

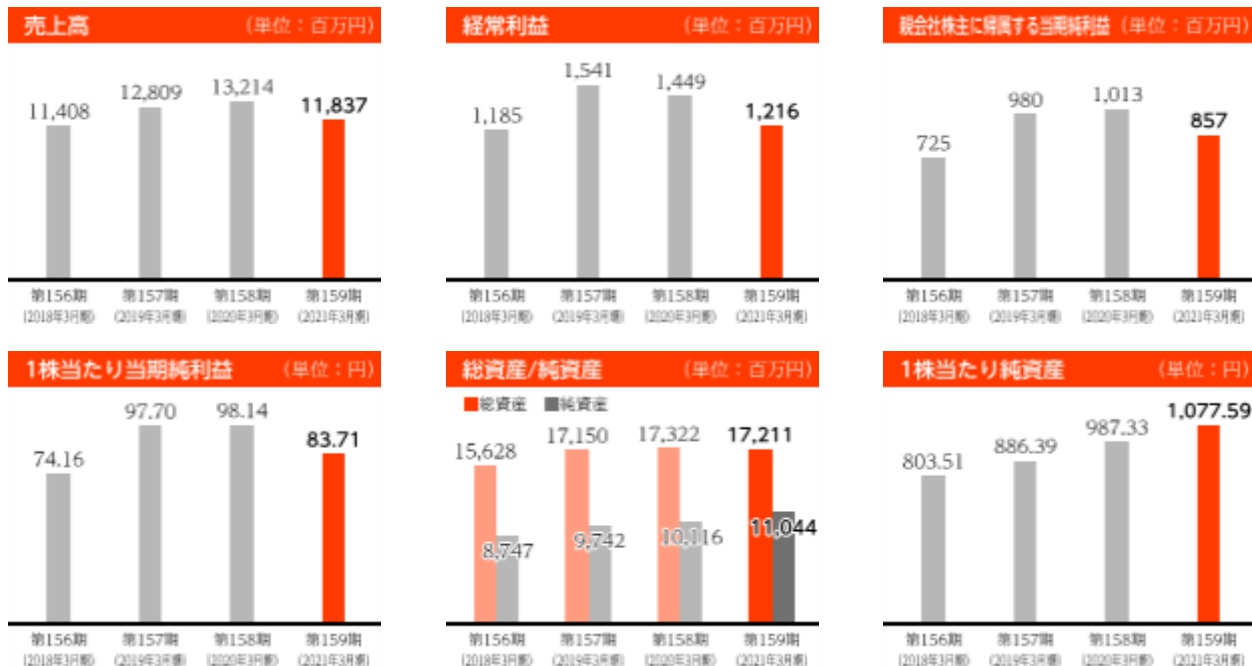
第四に「建材及び舗装用材事業」においては、引き続き公共事業の安定的な受注確保に繋げるとともに高機能製品の開発、新工法の開発に注力し、新規顧客開拓や新たな販売チャネルの開発に積極的に取り組んでまいります。

各事業においてこれらの戦略の確実な実現に努め、従来の顧客基盤を守りつつ、新たな収益基盤の構築を図るべく、グループ会社の総合力を結集して取り組んでまいります。

### (5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (6) 財産及び損益の状況



(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当連結会計年度)
売上高	11,408	12,809	13,214	11,837
経常利益	1,185	1,541	1,449	1,216
親会社株主に帰属する当期純利益	725	980	1,013	857
1株当たり当期純利益	74円16銭	97円70銭	98円14銭	83円71銭
純資産	8,747	9,742	10,116	11,044
総資産	15,628	17,150	17,322	17,211

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「役員株式給付信託(BBT)」制度及び従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E SOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。なお、株式会社日本カストディ銀行は、従前の資産管理サービス信託銀行株式会社が、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を変更したものであります。

2017年度は、国内セメント販売数量が前年並となる中、新規顧客及び新規市場の開拓に取り組みました。また、企業収益の改善を受けて積極的な設備投資が見られる中で、特に半導体関連向け設備の好調が続きました。中国の環境規制強化に端を発した原料費の大幅な急騰の影響があったものの、生産性向上とコストダウン、更には販売価格への転嫁がある程度進み、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに増益となりました。

2018年度は、国内セメント販売が前年比微増となる中、耐火物出荷は堅調に推移しました。また、焼成設備向け電子部品等の焼成道具であるキルンファニチャー販売が好調で、生産性向上によるコストダウンに取り組んだ結果、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに増益となりました。

2019年度は、耐火物事業については国内セメント販売が前年比微減となる中、設備投資の増加に伴う減価償却費の増加などによる製造コストの上昇により、売上高、利益ともに減少しました。プラント事業については仕向け先の設備投資環境が堅調に推移する中、各種コストダウンにも積極的に取り組んだことで売上高、利益ともに増加しました。以上の結果、経常利益は減益、親会社株主に帰属する当期純利益は増益となりました。

2020年度は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## (7) 主要な事業セグメント (2021年3月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社4社で構成され、耐火煉瓦の製造・販売を基礎として産業向け耐火物の製造販売、セラミックス分野を始めとするプラントの設計・施工、建築材料及び舗装用材の販売等の事業を展開しております。当社グループにおける各事業と各社の位置づけ及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

耐火物事業…………… 当社及び株式会社ビョープライト、ミノセラミックス商事株式会社、日本セラミックスエンジニアリング株式会社において耐火煉瓦、不定形耐火物、その他耐火材料の製造、販売を行っております。

プラント事業…………… 当社が設計及び施工を行っております。なお、海外プラントは主に日本セラミックスエンジニアリング株式会社が窓口となっております。

建材及び舗装用材事業… 美州興産株式会社が材料の販売及び施工を行っており、この素材の一部分の道路用材及び加工製品を当社及び株式会社ビョープライトが製造供給しております。

不動産賃貸事業…………… オフィスビル及び住宅等を賃貸しております。

その他…………… 主に当社が外注品等を販売しております。

## (8) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2021年3月31日現在）

### ① 当社

本社	岐阜県瑞浪市
本社事務所	愛知県名古屋市
営業所	東京営業所(東京都千代田区)、名古屋営業所(愛知県名古屋市)、 大阪営業所(大阪府大阪市)、九州営業所(福岡県北九州市)
工場	亀崎工場(愛知県半田市)、瑞浪工場(岐阜県瑞浪市)、 四日市工場(三重県四日市市)
プラント部	岐阜県瑞浪市
技術研究所	愛知県半田市

### ② 重要な子会社

美州興産株式会社	本社	愛知県名古屋市
	営業所	東京都北区、愛知県名古屋市、大阪府吹田市、長野県松本市
	工場	愛知県半田市、岐阜県土岐市
株式会社ビョーブライト	本社・工場	岐阜県恵那市
ミノセラミックス商事株式会社	本社	岐阜県瑞浪市
日本セラミツクエンジニアリング株式会社	本社	東京都千代田区

### ③ 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
耐火物事業	172(6)
プラント事業	57(-)
建材及び舗装用材事業	49(-)
不動産賃貸事業	1(-)
全社共通	50(3)
合 計	329(9)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (9) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

名 称	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
美州興産株式会社	30	100.0	建材及び舗装用材事業
株式会社ビョーブライト	20	100.0	耐火物事業
ミノセラミックス商事株式会社	10	100.0	耐火物事業
日本セラミックエンジニアリング株式会社	10	100.0	耐火物事業

## (10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	百万円 400
株 式 会 社 十 六 銀 行	180

## 2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

### (1) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
太田滋俊	606,158	5.59
太平洋セメント株式会社	510,666	4.71
吉野友裕	478,500	4.41
株式会社みずほ銀行	465,000	4.29
株式会社十六銀行	400,000	3.69
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	387,200	3.57
株式会社名古屋銀行	360,000	3.32
株式会社大垣共立銀行	360,000	3.32
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	300,000	2.76
美濃窯業従業員持株会	281,470	2.59

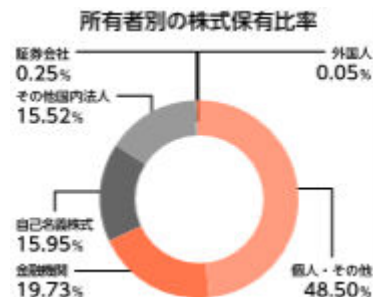
- (注) 1. 当社は、自己株式を2,059,008株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-ESOP)」制度及び取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」に係る信託財産の委託先であります。なお、上記委託先が保有している当社株式 (387,200株) は、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しておりますが、持株比率の算定上控除しておりません。

## (2) その他株式に関する重要な事項

- ① 発行可能株式総数 31,960,000株
- ② 発行済株式の総数 10,850,820株  
(自己株式2,059,008株を除く。)
- ③ 株主数 1,831名
- ④ 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	1,000株	1名
社外取締役（監査等委員を除く）	-	-
取締役（監査等委員）	-	-

- (注)1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4) 取締役の報酬等」（26頁）に記載しております。
2. 上表には、2020年6月26日開催の第158回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。



### 3 当社の会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	太田 滋 俊	美州興産株式会社 代表取締役社長 株式会社ビョーブライト 代表取締役社長 ミノセラミックス商事株式会社 代表取締役社長 日本セラミックエンジニアリング株式会社 代表取締役社長
取締役	中島 正 也	専務執行役員 RE事業部・NC部・プラント部担当
取締役	山田 俊 彦	執行役員 RE事業部長兼RE営業部長
取締役	長谷川 郁 夫	執行役員 管理部門担当、総務人事部長兼経営企画担当
取締役	石川 豊	執行役員 RE生産部・REエンジニアリング部担当 兼RE生産部長兼亀崎工場長
取締役	大島 崇 文	
取締役 (監査等委員・常勤)	小塚 永 生	
取締役 (監査等委員)	高野 正 和	
取締役 (監査等委員)	澁谷 英 司	澁谷英司公認会計士事務所所長
取締役 (監査等委員)	小林 宏 明	

- (注) 1. 取締役大島崇文氏並びに取締役(監査等委員)高野正和氏、澁谷英司氏及び小林宏明氏は、社外取締役であります。
2. 取締役大島崇文氏は、上場会社の代表取締役副社長としての経験を持ち、企業経営における豊富な経験や見識を有しており、経営に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 取締役(監査等委員)高野正和氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 取締役(監査等委員)澁谷英司氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 取締役(監査等委員)小林宏明氏は、行政機関における豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中の取締役及び取締役(監査等委員)の異動は、次のとおりであります。  
 (就任)  
 小林宏明氏は、2020年6月26日開催の第158回定時株主総会において取締役(監査等委員)に新たに選任され、就任いたしました。



(退任)

熊澤猛氏は、2020年6月26日開催の第158回定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了のため退任いたしました。

4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、小塚永生氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、社外取締役大島崇文氏並びに社外取締役（監査等委員）高野正和氏、澁谷英司氏及び小林宏明氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役大島崇文氏及び各監査等委員である取締役との間に、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び「1. (9) 重要な子会社の状況」（22頁）に記載の当社の子会社の取締役、社外取締役、監査等委員、執行役員及び管理職従業員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社及び当社子会社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## (4) 取締役の報酬等

### イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に関する決定方針を決議しております。

取締役の個人別報酬等の内容に関する決定方針の内容は次のとおりであります。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、(1) 中長期的な企業価値の向上と、その実現を担う有能な人材を確保、維持できる報酬水準であること、(2) 取締役それぞれに求められる役割と責任に応じたものであることを念頭に、報酬の体系と金額を決定します。

b. 取締役に対する報酬の体系と水準

当社の取締役の報酬は、(1) 月例の基本報酬(基本給)、(2) 事業年度につき2回の業績連動報酬(役員賞与)、(3) 事業年度の業績に応じた業績連動報酬(株式給付信託)の3種類とし、各々の報酬は基本方針に相応しい水準とするように公正かつ透明な手続きで決定します。

c. 基本報酬(基本給)の個人別報酬の額の決定に関する方針

月例の基本報酬は、役位、職責、同業種および類似業種で同規模の他社水準、前年度の業績および今年度の業績見込み、財務状況、従業員の給与水準などを総合的に勘案して決定します。

d. 業績連動報酬(役員賞与)である賞与の額の決定に関する方針

事業年度内の2回の業績連動報酬(役員賞与)は、前事業年度の連結営業利益に対する達成度合い、および今事業年度の連結営業利益予想をそれぞれ同等に考慮したうえで決定し、従業員の賞与の支給時期に支給します。

e. 業績連動報酬(株式給付信託)の付与株式数の決定に関する方針

取締役の報酬と会社の業績及び株式価値の連動性を明確にし、事業年度毎の業績向上を目的に株式を給付するものであり、その内容については、取締役会の決議を経て2019年6月27日開催の第157回定時株主総会において導入が決議された役員株式給付規程に基づき運営しており、役員退任時に累計ポイント数に応じた株式を給付します。

業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」の概要は、以下のとおりであります。

<業績連動型株式報酬の算定方法>

業績連動型株式報酬制度は、事業年度毎の業績に応じポイントを付与し、その累計ポイント相当分の報酬等を退任時に支給する制度であり、ポイント付与の有無及びその付与数は事業年度毎に決定します。

その詳細は、以下のとおりであります。

1. 対象者

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)を対象とし、以下の要件を満たしていることを条件とします。

- ・職務執行期間(前年の定時株主総会日から当年の定時株主総会日まで)中に在任していること
- ・株主総会決議において解任の決議をされていないこと、又は取締役等としての義務の違反があったことに起因した解任をされていないこと

## 2. 業績連動型報酬として給付される報酬等の内容

当社普通株式及び金銭（以下、「当社株式等」という。）としております。

## 3. 業績連動型株式報酬の支給額等の算定方法

### ① 付与ポイントの決定方法

#### (1) ポイント付与の時期

A. 2019年6月27日開催の第157回定時株主総会の決議で許容される範囲において、毎年定時株主総会開催日（B.に記載の場合の退任日と合わせて、以下「ポイント付与日」という。）現在における受給予定者に対して、前年の定時株主総会終結時から当年の定時株主総会終結時までの期間（以下「役務対象期間」という。）における役務の対価として同日にポイントを付与します。

B. Aのほか、役員を退任するときは、当該退任直後の定時株主総会日にポイントを付与します。

#### (2) 報酬等と連動する業績評価指標

当社は持続的な利益成長を実現するため、これまでも取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬において、連結営業利益を指標として用いてきております。本制度においても、毎事業年度における連結営業利益の期初目標値に対する達成率を報酬等に連動する指標としております。

なお、当事業年度における連結営業利益の期初目標値は1,000,000千円で、実績は1,156,806千円であります。また、翌事業年度における連結営業利益の期初目標値は800,000千円であります。

#### (3) 付与するポイント数

A. 職務執行期間において在任している場合に付与するポイント

次の算式により算出されるポイントとします。

（算式）

別表1に定める役位に応じたポイントの数 × 別表2に定める業績連動係数  
× 在任月数 ÷ 12か月

B. 職務執行期間に役位の変更があった場合に、直後のポイント付与日に付与するポイント  
別表1に定める役位毎に上記Aに基づいて算出したポイントの数を合計したポイントの数

(別表1) 役位別ポイント数は、以下のとおりであります。

役位	役位別ポイント数
代表取締役社長	3,000ポイント
取締役 専務執行役員	2,000ポイント
取締役 常務執行役員	1,500ポイント
取締役 執行役員	1,000ポイント
執行役員	500ポイント

(別表2) 業績連動係数は、以下のとおりであります。

連結営業利益達成度	業績連動係数
150%以上	1.2
110%以上150%未満	1.1
80%超110%未満	1.0
50%以上80%以下	0.8
50%未満	0.0

② 支給する当社株式等

「1ポイント」＝「1株」として次の算式により算出される株式を給付します（単元未満株を除く。）。単元未満株式相当分は金銭にて給付します。

③ 受給予定者が死亡した場合

受給予定者が死亡した場合であって、当該受給予定者の遺族が取締役会で決定した役員株式給付規程で定める要件を満たした場合に、遺族に対し株式等を支給することとします。なお、この場合における支給は、以下の方法により遺族給付としてすべて金銭で支払うこととします。

(1) 死亡時のポイント付与時期

受給予定者が職務執行期間中に死亡したときは、当該死亡日にポイントを付与し、当該死亡直後の定時株主総会にはポイントを付与しません。

(2) 死亡時に付与するポイント数

A. 死亡日に付与するポイントは、次の算式により算出されるポイントとします。

(算式)

別表1に定める役位に応じたポイントの数 × 1.0 × 在任月数 ÷ 12か月

B. 職務執行期間に役位の変更があった場合に、死亡日に付与するポイント

別表1に定める役位毎に上記Aに基づいて算出したポイントの数を合計したポイントの数

(3) 遺族給付の額は、次の算式により算出される金銭額とします。

(算式)

遺族給付の額＝死亡した受給予定者の保有ポイント数×権利確定日における本株式の時価（※1）

（※1）権利確定日は受給予定者の遺族が、当社の指定する書類を提出した日の属する月の末日とします。また、本制度において使用する株式の時価は、株式の時価の算定を要する日の上場する主たる金融商品取引所における終値又は気配値とし、当該日に終値又は気配値が公表されない場合にあつては、終値の取得できる直近の日まで遡って算定するものとします。

#### 4. 当事業年度における役位別の上限となるポイント数

当事業年度において算出される役位別の上限となるポイント数は、以下のとおりであります。

役位	上限となるポイント数
代表取締役社長	3,600ポイント
取締役 専務執行役員	2,400ポイント
取締役 常務執行役員	1,800ポイント
取締役 執行役員	1,200ポイント
執行役員	600ポイント

#### f. 基本報酬（基本給）、業績連動報酬（役員賞与）および業績連動報酬（株式給付信託）の取締役の個人別の報酬の額に対する割合決定に関する方針

取締役の報酬は、役員報酬内規において役位別に規定された比率により算定した各取締役の報酬総額について、おおむね以下の割合となるよう種類別の報酬金額を決定し支給します。

基本報酬 (基本給)	業績連動報酬 (役員賞与)	業績連動報酬 (株式給付信託)
55%	40%	5%

※使用人兼務取締役の基本報酬（基本給）は、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含めた割合です。

#### g. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

取締役会は、代表取締役社長太田滋俊に対し、各取締役の基本報酬（基本給）の額および業績連動報酬（役員賞与）の額についての決定を委任しております。委任した理由は、代表取締役社長が経営の総合的見地から各取締役の担当部門について評価を行うのに適していると判断したためであります。また、業績連動報酬（株式給付信託）については、役員株式給付規程の規定に基づいて算出された個人別ポイント数を付与するものとします。なお、監査等委員会より、当該報酬等の内容は妥当であるとの報告を受けております。

## ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	93,896	43,170	39,086	11,640	6
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	13,160	11,280	－	1,880	1
社外取締役 (うち監査等委員を除く)	5,600	4,800	－	800	1
社外取締役 (監査等委員)	9,625	8,250	－	1,375	3

- (注)1. 上表には、2020年6月26日開催の第158回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等の総額には、2019年6月27日開催の第157回定時株主総会決議により導入した、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)を対象者とする業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」の役員株式給付引当金が含まれております。  
また、2020年6月26日開催の第158回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名に役員株式給付金440千円(1,000株)を支給しており、当該事業年度計上額73千円が業績連動報酬等の総額に含まれております。
4. 退職慰労金には、役員退職慰労引当金の当事業年度繰入額を記載しております。
5. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は2017年6月29日開催の第155回定時株主総会において、年額150,000千円以内(うち社外取締役分15,000千円以内)と決議いただいております。なお、この報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は5名(うち社外取締役1名)です。また、同定時株主総会において取締役(監査等委員である取締役)に対する報酬等の限度額を総額35,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役)の員数は3名です。  
また、上記報酬枠とは別枠で、当社は2019年6月27日開催の第157回定時株主総会において、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)を対象者とする業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入し、対象者に給付する当社株式の取得の原資として、80,460千円(当社グループ会社を含む。)を上限とした金銭を信託に拠出することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名です。なお、当社の取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は27,760ポイントを上限とすることを、2021年6月29日開催の第159回定時株主総会で決議予定です。  
この「株式給付信託」は2020年3月末日で終了する事業年度から2024年度3月末日で終了する事業年度までの5事業年度(以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)及びその後の各対象期間を対象として、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)分として、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、原則として対象期間ごとに48,600千円(当社グループ会社を除く。)を上限として当該株式給付信託への追加拠出を決議いただいております。

## ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2020年6月26日開催の第158回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役1名に対して役員退職慰労金を4,200千円支給しております。(当該金額には、上記ロ. 及び過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額3,850千円が含まれております。)

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

### ② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に関与される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 大島 崇文	当事業年度において開催された取締役会10回のうち、社外取締役として10回出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された代表取締役社長と社外取締役との面談4回の全てに出席し、経営上の問題点を指摘するとともに将来的な事業戦略について積極的な指摘・助言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 高野 正和	当事業年度において開催された取締役会10回のうち、取締役監査等委員として10回出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会9回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。さらに、同期間に開催された代表取締役社長と社外取締役との面談4回の全てに出席し、種々の問題点を指摘するとともに専門的見地から積極的な指摘・助言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 澁谷 英司	当事業年度において開催された取締役会10回のうち、取締役監査等委員として10回出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会9回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。さらに、同期間に開催された代表取締役社長と社外取締役との面談4回の全てに出席し、種々の問題点を指摘するとともに専門的見地から積極的な指摘・助言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 小林 宏明	2020年6月26日就任以降開催された取締役会9回のうち、取締役監査等委員として9回出席し、主に行政機関における豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営執行等の適正性について有益な提案や発言を行っております。 また、2020年6月26日就任以降開催された監査等委員会8回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。さらに、同期間に開催された代表取締役社長と社外取締役との面談4回の全てに出席し、経営全般の監視と有効な助言を行っております。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |   |          |
|---|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                   | 21,000千円 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんが、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## 5 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 当社及び当社グループ会社（以下、「美濃窯業グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 美濃窯業グループの取締役及び使用人は、その職務執行にあたり、当社の経営理念及び「企業倫理規程」、「行動規範」の下に、各法令、定款、取締役会規程並びに社内規程を遵守し、職務の執行を行う。
- ロ 当社の経営理念、「企業倫理規程」、「行動規範」、各法令、定款、社内規程は常時閲覧できる環境を整備し、美濃窯業グループの取締役及び使用人に周知徹底し、所管部門による教育・研修を通じて、法令遵守及び経営の透明性・健全性を図る。
- ハ 内部統制室による内部監査を実施して、美濃窯業グループの業務全般にわたる内部統制及び業務執行の妥当性・法令遵守性を確保する。
- ニ 美濃窯業グループの取締役及び使用人が企業倫理や行動規範に違反する行為やその疑いがある行為を発見した場合に直接通報・相談することができるように「内部通報規程」を定め、内部通報窓口を監査等委員会に設置し、通報者に対し不利益な扱いが行われないようにし、問題の早期発見・未然防止を図る。
- ホ 当社は、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応をし、不当な要求や、組織暴力、犯罪行為に対しては警察等の外部専門機関や顧問弁護士等と緊密に連携を取り、組織的に対処するとともに、取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備・維持する。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役が「稟議規程」に基づいて決定した文書（電磁的記録を含む）など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- ロ これらの文書（電磁的記録を含む）については、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、情報の取扱い・保管・管理に関して適切な運用を図るとともに、各取締役の要求があるときには、これを閲覧に供する。

#### ③ 美濃窯業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長がリスク管理の統括責任者として、リスクのカテゴリ毎に責任部門を定め、当社グループにおいて発生したリスクを統括的に管理する。必要に応じて顧問弁護士その他社外の専門機関によるアドバイザーチームを組織するなど、迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止するとともに、これを最小限に留める体制を整える。また、平時においても各部門においてその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組む。

**④ 美濃窯業グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- イ 取締役は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、「職務分掌規程」等に基づいた役割と権限に従い、適正かつ迅速に意思決定を行い、常に効率的に職務を執行する。
- ロ 職務執行の効率性を高めるために執行役員制度を導入し、代表取締役社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示、伝達し、執行役員は業務執行状況を報告する。
- ハ 取締役及び執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会の意思決定が迅速かつ効果的に行われるよう情報を共有する。

**⑤ 美濃窯業グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- イ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業目的を遂行し、相互の利益を増進するため指導・助成を行う。また、グループ経営の一体性を確保するために各種規程等を当社と整合性をもったものとするよう指導する。
- ロ 内部統制室は、定期的に子会社の内部監査を実施することで、美濃窯業グループ全体の業務にわたる内部統制の効率性と有効性の確保に努める。

**⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- イ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、遅滞なく監査等委員会の下に使用人を配置することとし、その人事及び人事考課については、監査等委員会の意見を聞く。
- ロ 当該使用人が他の職務との兼務である場合には、当該使用人の独立性に配慮するとともに、監査等委員が指示した職務の遂行に支障を来さないよう特段の配慮をする。

**⑦ 美濃窯業グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- イ 美濃窯業グループの取締役は、取締役会及び経営会議においてその担当する業務の執行状況やその他報告すべきと認められる事項について報告を行う。
- ロ 美濃窯業グループの使用人は、業務又は業績に与える重要な事項を発見した場合は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
- ハ 前項にかかわらず、当社の監査等委員会が選定した監査等委員はいつでも必要に応じて、美濃窯業グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ニ 当社は、監査等委員会へ報告を行った美濃窯業グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

**⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- イ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、監査等委員の請求に応じて職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、費用の前払又は精算手続きが滞りなく処理されるよう努める。

### ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査等委員会は、法令に定める権限を行使して会計監査人、内部統制室と連携して、取締役の職務執行の適法性、妥当性及び効率性について監査を行う。

ロ 監査等委員会は、取締役及び使用人の職務執行の監査の充実を図るため、定期的に代表取締役社長と意見交換を行い、相互認識を深めるとともに、その他の取締役及び使用人とも面談を実施する。

### ⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに基づき、美濃窯業グループの財務報告の信頼性を確保するために、企業会計審議会による「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に従って社内の関係規程等を定め、内部統制システムの整備及び運用を適切に行うとともに、その有効性を継続的に評価し、必要な改善策を実施する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した美濃窯業グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する取組み

当社は、「コンプライアンス・ガイドライン」を基に、役職員に対してコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、その内容に沿った適正な業務執行を行っておりますが、併せて内部通報規定を活用して、より一層、未然に法令違反の防止を図れるよう取り組んでおります。

また、内部統制室が、「内部監査規程」に従って美濃窯業グループの監査を実施し、結果を代表取締役社長及び監査等委員会へ報告しております。また、監査結果に基づく必要な提言及び対応状況のフォローアップを行っております。

### ② リスク管理体制の強化

「リスク管理規程」等リスクに関する規程に基づき、的確な管理運営を行っております。また、美濃窯業グループに係るリスクに対して、重要な案件については、取締役会に諮り協議し、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関連部門へ指示を行っております。

### ③ 企業グループにおける業務の適正の確保

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当連結会計年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されています。システムの運用上見出された軽微な問題点等については、その内容に応じて、改善報告を行い、再発防止への取組みを行い、適正性の確保に努めております。

#### ④ 監査等委員会の監査体制

- イ 監査等委員会は、実査毎に監査報告を作成し代表取締役社長に送付し見解を聴取するとともに、監査指摘事項に対する回答を担当部門より書面で受領しております。なお、監査等委員会は常勤監査等委員1名、社外監査等委員3名で構成されております。
- ロ 各監査等委員は取締役会の他、経営会議などに出席し、取締役の職務の執行を監査するとともに取締役、執行役員と意見交換できる体制となっております。また、代表取締役社長とは四半期決算毎に社外取締役も交えて率直な意見の交換を行っています。常勤監査等委員はその他の業務執行に関する重要な会議にも出席し、必要に応じて意見交換できる体制となっております。監査等委員会は常勤監査等委員を通じこれらの会議において業務運営や課題、及び美濃窯業グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事実について報告を受けております。
- ハ 監査等委員会は、会社計算規則に基づく会計監査人からの通知事項、意見交換や監査実施状況、及び四半期決算毎の財務報告などを通じて会計監査人の職務実施状況の把握・評価を行っております。また、監査等委員会は常勤監査等委員を通じた業務執行に関する重要な会議での情報の共有、代表取締役社長との定期的な面談、関連書類の閲覧を行うことなどにより、監査の実効性向上を図っております。
- ニ 監査等委員会は、監査等委員の職務を補助する使用人を置いておらず、内部統制室と協力して監査を進めております。
- ホ 監査等委員の職務に要する費用は、監査等委員の請求に従い速やかに処理されております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき7.5円とさせていただきます。すでに、2020年12月4日に実施済みの中間配当金1株当たり7.5円と合わせまして、年間配当金は1株当たり15円となります。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり情報、その他比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
<b>流動資産</b>	<b>9,576,487</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,777,866</b>
現金及び預金	2,695,659	支払手形及び買掛金	1,712,950
受取手形及び売掛金	3,474,899	短期借入金	1,270,000
電子記録債権	875,524	1年内償還予定の社債	400,000
たな卸資産	2,445,228	未払法人税等	158,335
その他	85,223	未払消費税等	139,506
貸倒引当金	△48	賞与引当金	393,070
<b>固定資産</b>	<b>7,634,839</b>	役員賞与引当金	580
<b>有形固定資産</b>	<b>5,560,349</b>	製品保証引当金	12,241
建物及び構築物	2,424,210	その他の他	691,183
機械装置及び運搬具	840,468	<b>固定負債</b>	<b>1,389,272</b>
土地	2,081,034	社債	200,000
建設仮勘定	131,351	長期借入金	80,000
その他	83,285	株式給付引当金	19,364
<b>無形固定資産</b>	<b>44,097</b>	役員株式給付引当金	12,111
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,030,392</b>	役員退職慰労引当金	271,410
投資有価証券	1,539,009	退職給付に係る負債	545,474
繰延税金資産	228,856	資産除去債務	44,967
その他	270,893	その他	215,945
貸倒引当金	△8,367	<b>負債合計</b>	<b>6,167,139</b>
<b>資産合計</b>	<b>17,211,327</b>	<b>純資産の部</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>10,721,041</b>
		資本金	877,000
		資本剰余金	1,027,957
		利益剰余金	9,303,246
		自己株式	△487,162
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>323,146</b>
		その他有価証券評価差額金	318,103
		繰延ヘッジ損益	5,043
		<b>純資産合計</b>	<b>11,044,188</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>17,211,327</b>

# 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額
売上高	11,837,383
売上原価	8,710,275
売上総利益	3,127,108
販売費及び一般管理費	1,970,302
営業利益	1,156,806
営業外収入	
受取利息	3,004
受取配当金	42,153
補助金収入	15,133
雇用調整助成金	13,636
その他	22,321
営業外費用	
支払利息	8,384
固定資産除却損	13,359
操業休止関連費用	10,529
その他	3,872
経常利益	1,216,909
特別利益	
固定資産売却益	27,440
特別損失	
投資有価証券評価損	22,017
投資有価証券売却損	2,489
税金等調整前当期純利益	1,219,843
法人税、住民税及び事業税	347,093
法人税等調整額	14,911
当期純利益	857,837
親会社株主に帰属する当期純利益	857,837

# 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
<b>流動資産</b>	<b>7,717,362</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,166,800</b>
現金及び預金	1,970,785	電買子記録債	592,318
受取手形	324,061	短期借入	719,381
電子記録債権	787,934	1年内償還予定の社債	1,220,000
売掛金	2,540,953	未払掛入	400,000
製品	988,311	未払費用	122,716
仕掛品	144,401	未払法人税等	130,128
未成工事支出品	236,623	未払消費税	146,000
原材料及び貯蔵品	640,294	前払消費税	124,966
前払費用	17,255	未預引当金	74,575
そ の 他 金	66,821	与引証引当金	27,863
貸倒引当金	△80	製品保証引当金	335,000
<b>固定資産</b>	<b>7,953,618</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,308,882</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,342,181</b>	社長期借入	200,000
建物	2,220,484	関係会社引当金	80,000
構築物	131,322	株員給付引当金	1,075,000
焼成窯	184,855	役員給付引当金	15,494
機械及び装置	599,670	退職慰勞引当金	7,571
車両運搬具	4,058	資産除却の債	508,542
工具、器具及び備品	81,500	負債合計	21,783
土地	1,988,938		206,909
建設仮勘定	131,351		<b>6,475,682</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>28,782</b>		
ソフトウェア	22,933		
その他	5,848		
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,582,655</b>		
投資有価証券	1,256,140		
関係会社株	879,314		
出資金	65		
破産更生債権	6,490		
長期前払費用	38,601		
繰延税金資産	189,337		
その他の	221,070		
貸倒引当金	△8,365		
<b>資産合計</b>	<b>15,670,981</b>		
		<b>純資産の部</b>	
		株主資本	<b>8,890,647</b>
		資本金	<b>877,000</b>
		資本剰余金	<b>1,144,986</b>
		資本剰余金	774,663
		利益剰余金	370,322
		利益剰余金	<b>7,338,711</b>
		特別利益	219,250
		退職給付引当金	7,119,461
		配当準備	1,750,000
		研究開発費	120,000
		繰上利益	50,000
		繰上利益	50,000
		繰上利益	55,198
		繰上利益	5,094,263
		繰上利益	△470,050
		繰上利益	<b>304,651</b>
		繰上利益	299,608
		繰上利益	5,043
		<b>純資産合計</b>	<b>9,195,298</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>15,670,981</b>

# 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額	
売上高		9,612,658
売上原価		7,098,503
売上総利益		2,514,154
販売費及び一般管理費		1,468,657
営業利益		1,045,496
営業外収入		
受取利息	9	
有価証券利息	1,186	
受取配当金	35,938	
補助金収入	13,982	
雇用調整助成金	13,636	
その他	12,271	77,026
営業外費用		
支払利息	9,836	
社債利息	3,753	
固定資産除却損	13,359	
操業休止関連費用	10,529	
その他	2,913	40,393
経常利益		1,082,129
特別利益		
固定資産売却益	27,395	27,395
特別損失		
投資有価証券評価損	22,017	22,017
税引前当期純利益		1,087,507
法人税、住民税及び事業税	306,493	
法人税等調整額	5,284	311,778
当期純利益		775,729



# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

美濃窯業株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
名古屋事務所

指 定 社 員	公認会計士 井上 司 ㊞
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 高津清英 ㊞
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 橋本健太郎 ㊞
業 務 執 行 社 員	

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、美濃窯業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、美濃窯業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

美濃窯業株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
名古屋事務所

指 定 社 員	公認会計士 井上 司 ㊞
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 高津清英 ㊞
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 橋本健太郎 ㊞
業 務 執 行 社 員	

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、美濃窯業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第159期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、定期的に代表取締役社長との意見交換の機会を設けたほか、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査等委員会は、その職務の実効性を高めるため常勤の監査等委員を選定するとともに、当該常勤の監査等委員は会社法第399条の3第1項及び第2項の調査等をする監査等委員に選定され、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社につきましても、当該常勤の監査等委員が子会社の監査役を兼任していることから、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、取締役等からは有効である旨の、会計監査人からは「開示すべき重要な不備は発見されていない」旨の報告を受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2021年5月13日

美濃窯業株式会社監査等委員会

常勤監査等委員長・取締役	小塚 永生 ㊟
監査等委員・社外取締役	高野 正和 ㊟
監査等委員・社外取締役	澁谷 英司 ㊟
監査等委員・社外取締役	小林 宏明 ㊟

以 上

## 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

1. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
2. 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

## 美濃窯業株式会社

法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.mino-ceramic.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものがあります。

# 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	877,000	1,027,957	8,610,271	△488,164	10,027,064
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△164,862		△164,862
親会社株主に帰属する 当期純利益			857,837		857,837
自 己 株 式 の 取 得				△53	△53
株式給付信託による 自己株式の処分				1,054	1,054
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	692,975	1,001	693,977
当連結会計年度末残高	877,000	1,027,957	9,303,246	△487,162	10,721,041

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利 益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	89,140	43	89,184	10,116,248
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△164,862
親会社株主に帰属する 当期純利益				857,837
自 己 株 式 の 取 得				△53
株式給付信託による 自己株式の処分				1,054
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	228,963	4,999	233,962	233,962
連結会計年度中の変動額合計	228,963	4,999	233,962	927,939
当連結会計年度末残高	318,103	5,043	323,146	11,044,188



## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

美州興産株式会社、株式会社ビョーブライト、ミノセラミックス商事株式会社

日本セラミツクエンジニアリング株式会社

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの ……移動平均法による原価法

##### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

#### 1. 商品、製品、

仕掛品、原材料、

貯蔵品 ……移動平均法

#### 2. 未成工事支出金 ……個別法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

##### ① リース資産以外 ……定率法

の有形固定資産 なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

##### ② リース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

所有権移転外ファ

イナンス・リース

取引に係るリース

資産

無形固定資産 ……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
- 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
- 製品保証引当金……プラント工事及び耐火物施工工事等の売上に係るアフターサービス費用の支出に備えるため、経験率を加味した将来発生見込額を計上しております。
- 工事損失引当金……当連結会計年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
- 株式給付引当金……株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- 役員株式給付引当金……役員株式給付規程に基づく役員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における役員株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準による完成工事高は、82,290千円であります。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・買掛金

ハ ヘッジ方針

実需の範囲内で、輸入取引に係る為替変動リスクを回避するため、ヘッジ取引を行っております。

## ニ ヘッジの有効性の評価

将来に予定している輸入取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

### ③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

## (表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動資産の「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は796,300千円であります。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「電子記録債務」(当連結会計年度は、806,749千円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より流動負債の「支払手形及び買掛金」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「売上割引」(当連結会計年度は、1,182千円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却損」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「投資有価証券売却損」は811千円であります。

## (会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性)

連結貸借対照表に計上した繰延税金資産の金額 228,856千円

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当該回収可能性の判断は、当社グループ各社の事業計画に基づく将来事業年度の課税所得の見積りを前提としております。

新型コロナウイルス感染症は企業活動に広範な影響を与えており、当社グループ各社の企業活動にも影響を及ぼしておりますが、新型コロナウイルス感染症が当社グループ各社の将来事業年度に与える影響について客観的に予測することは困難であります。したがって、現時点で入手可能な情報や予測等に基づき、現在の状況が2022年3月期も継続するものの、感染拡大は現状以上に深刻化せず、徐々に収束に向かうとの仮定を置いて将来事業年度の課税所得の見積りを行っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (追加情報)

### (業績連動型株式報酬制度)

当社グループは、取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。）及び執行役員（以下、「当社グループの取締役及び執行役員」を合わせて「対象役員」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と役員の使命である「中長期を見据えた戦略の遂行」に対する動機付けをさらに高めることを目的として、2019年6月27日開催の第157回定時株主総会決議により業績連動型株式報酬制度「役員株式給付信託（B B T（＝Board Benefit Trust）」）（以下、「本制度」という。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

#### (1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。

なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時になります。

#### (2) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における期末帳簿価額は58,432千円で、株主資本において自己株式として計上しております。

また、当該株式の期末株式数は132,800株、信託設定後の期中平均株式数は133,198株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社グループは、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、業績向上への意欲を高めるため、従業員（当社子会社の従業員を含む。以下同じ。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

#### (1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対して当社株式を給付する仕組みであります。従業員に対して給付する株式については、予め設定した信託（以下、「本信託」という。）により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理しております。

#### (2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、本制度に関する会計処理としては、本信託の資産及び負債を当社グループの資産及び負債として連結貸借対照表上に計上する総額法を採用し、本信託が保有する当社株式を連結貸借対照表の純資産の部において、自己株式として表示しております。

#### (3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における期末帳簿価額は72,249千円で、株主資本において自己株式として計上しております。

また、当該株式の期末株式数は254,400株、期中平均株式数は255,518株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

### (連結貸借対照表に関する注記)

1. たな卸資産の内訳	
商品及び製品	1,275,746千円
仕掛品	159,726千円
未成工事支出金	259,753千円
原材料及び貯蔵品	750,002千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	7,058,309千円

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	12,909,828	—	—	12,909,828

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月12日 取締役会	普通株式	86,807千円	8.00円	2020年 3月31日	2020年 6月12日
2020年11月5日 取締役会	普通株式	81,382千円	7.50円	2020年 9月30日	2020年 12月4日

- (注) 1. 配当金の総額は、当社の配当した金額の総額であります。このうち連結子会社が所有している当社株式への配当金3,327千円が連結上消去されております。
2. 2020年5月12日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」制度及び従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E SOP)」制度に係る信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金3,121千円が含まれております。
3. 2020年11月5日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」制度及び従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E SOP)」制度に係る信託財産として、株式会社日本カस्टディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金2,916千円が含まれております。なお、株式会社日本カस्टディ銀行は、従前の資産管理サービス信託銀行株式会社が、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を変更したものであります。

#### (2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	81,381千円	7.50円	2021年 3月31日	2021年 6月15日

- (注) 配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」制度及び従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E SOP)」制度に係る信託財産として、株式会社日本カस्टディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金2,904千円が含まれております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。また、借入金及び社債の用途は運転資金であり、社債の償還日及び長期借入金の返済期限は決算日後3年以内であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金及び預金	2,695,659	2,695,659	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,474,899	3,474,899	—
(3) 電子記録債権	875,524	875,524	—
貸倒引当金(※2)	△48	△48	—
	4,350,375	4,350,375	—
(4) 投資有価証券	1,493,181	1,493,181	—
(5) 支払手形及び買掛金	(1,712,950)	(1,712,950)	—
(6) 短期借入金(1年以内返済予定の 長期借入金を除く)	(1,130,000)	(1,130,000)	—
(7) 未払法人税等	(158,335)	(158,335)	—
(8) 未払消費税等	(139,506)	(139,506)	—
(9) 社債(1年以内償還予定のものを 含む)	(600,000)	(602,507)	(2,507)
(10) 長期借入金(1年以内返済予定の ものを含む)	(220,000)	(220,854)	(854)

(※1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(※2) 受取手形及び売掛金、電子記録債権に対する貸倒引当金を控除しております。

#### (注)1. 金融商品の時価の算定方法

##### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格等によっております。

##### (5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を除く)、

##### (7) 未払法人税等、(8) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (9) 社債(1年以内償還予定のものを含む)、(10) 長期借入金(1年以内返済予定のものを含む)

これらの時価は、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額45,828千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

### (賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸住宅等（土地を含む）を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
3,278,892	6,865,919

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主として、不動産鑑定評価額及び「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,077円59銭
2. 1株当たり当期純利益 83円71銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「役員株式給付信託(BBT)」制度及び従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。なお、株式会社日本カストディ銀行は、従前の資産管理サービス信託銀行株式会社が、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を変更したものであります。

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。



# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金
当 事 業 年 度 期 首 残 高	877,000	774,663	370,322
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
固 定 資 産 の 圧 縮 積 立 金 の 積 立			
固 定 資 産 の 圧 縮 積 立 金 の 取 崩			
自 己 株 式 の 取 得			
株 式 給 付 信 託 に よ る 自 己 株 式 の 処 分			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—
当 事 業 年 度 末 残 高	877,000	774,663	370,322

	株 主 資 本									
	利 益 剰 余 金								自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金								
特 別 積 立 金		退 職 給 与 積 立 金	配 当 準 備 積 立 金	研 究 開 発 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 事 業 年 度 期 首 残 高	219,250	1,750,000	120,000	50,000	50,000	46,121	4,495,800	△471,052	8,282,106	
事 業 年 度 中 の 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△168,189		△168,189	
当 期 純 利 益							775,729		775,729	
固 定 資 産 の 圧 縮 積 立 金 の 積 立						14,448	△14,448		—	
固 定 資 産 の 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△5,371	5,371		—	
自 己 株 式 の 取 得								△53	△53	
株 式 給 付 信 託 に よ る 自 己 株 式 の 処 分								1,054	1,054	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)										
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	9,076	598,463	1,001	608,541	
当 事 業 年 度 末 残 高	219,250	1,750,000	120,000	50,000	50,000	55,198	5,094,263	△470,050	8,890,647	

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 金 の 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		
当 事 業 年 度 期 首 残 高	93,035	43	8,375,185	
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△168,189	
当 期 純 利 益			775,729	
固 定 資 産 の 圧 縮 積 立 金 の 積 立			－	
固 定 資 産 の 圧 縮 積 立 金 の 取 崩			－	
自 己 株 式 の 取 得			△53	
株 式 給 付 信 託 に よ る 自 己 株 式 の 処 分			1,054	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	206,572	4,999	211,571	
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	206,572	4,999	820,112	
当 事 業 年 度 末 残 高	299,608	5,043	9,195,298	

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 ……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直  
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの ……移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### ①製品、仕掛品、

原材料、貯蔵品 ……移動平均法

##### ②未成工事支出金 ……個別法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

##### ①リース資産以外 ……定率法

の有形固定資産 なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）  
並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につ  
いては、定額法によっております。

##### ②リース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方に よっております。

所有権移転外ファ  
イナンス・リース  
取引に係るリース  
資産

無形固定資産 ……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能  
期間（5年）に基づいております。

長期前払費用 ……定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準  
によっております。

### 3. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
- 製品保証引当金……プラント工事及び耐火物施工工事等の売上に係るアフターサービス費用の支出に備えるため、経験率を加味した将来発生見込額を計上しております。
- 工事損失引当金……当事業年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
- 株式給付引当金……株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- 役員株式給付引当金……役員株式給付規程に基づく役員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における役員株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

#### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準による完成工事高は、82,290千円であります。

### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### ① 重要なヘッジ会計の方法

##### イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。

##### ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・買掛金

##### ハ ヘッジ方針

実需の範囲内で、輸入取引に係る為替変動リスクを回避するため、ヘッジ取引を行っております。

##### ニ ヘッジの有効性の評価

将来に予定している輸入取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

## ② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

## (表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性)

貸借対照表に計上した繰延税金資産の金額 189,337千円

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当該回収可能性の判断は、当社の事業計画に基づく将来事業年度の課税所得の見積りを前提としております。

新型コロナウイルス感染症は企業活動に広範な影響を与えており、当社の企業活動にも影響を及ぼしておりますが、新型コロナウイルス感染症が当社の将来事業年度に与える影響について客観的に予測することは困難であります。したがって、現時点で入手可能な情報や予測等に基づき、現在の状況が2022年3月期も継続するものの、感染拡大は現状以上に深刻化せず、徐々に収束に向かうとの仮定を置いて将来事業年度の課税所得の見積りを行っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

「連結注記表」の(追加情報)に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

「連結注記表」の(追加情報)に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,146,316千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	22,164千円
関係会社に対する短期金銭債務	358千円
関係会社に対する長期金銭債務	1,075,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

181,429千円

仕入高

95,133千円

営業取引以外の取引による取引高

支払利息

5,362千円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

### 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 の株式数(株)
普通株式	2,449,092	116	3,000	2,446,208

1. 当事業年度末の株式数には、「役員株式給付信託（ＢＢＴ）」制度及び従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式387,200株が含まれております。なお、株式会社日本カストディ銀行は、従前の資産管理サービス信託銀行株式会社が、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を変更したものであります。
2. 当事業年度増加株式数の内訳は、以下のとおりであります。  
単元未満株式の買取りによる増加 116株
3. 当事業年度減少株式数の内訳は、以下のとおりであります。  
「役員株式給付信託（ＢＢＴ）」制度による  
当社グループ役員への割当に伴う減少 1,300株  
従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」制度  
による当社グループ従業員への割当に伴う減少 1,700株

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
減損損失	24,014千円
貸倒引当金	2,001千円
賞与引当金	102,041千円
製品保証引当金	3,536千円
退職給付引当金	154,902千円
役員退職慰労引当金	58,964千円
資産除去債務	6,635千円
その他	99,484千円
繰延税金資産小計	451,579千円
評価性引当額	△103,200千円
繰延税金資産合計	348,378千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△128,468千円
固定資産圧縮積立金	△24,178千円
その他	△6,393千円
繰延税金負債合計	△159,041千円
繰延税金資産の純額	189,337千円

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 1. 子会社及び関連会社等

種類	名称又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	美州興産㈱	所有 直接100%	原料の購入・建 材及び舗装用材 の販売 役員の兼任	資金借入(注) 利息支払(注)	— 980	長期借入金 —	200,000 —
子会社	㈱ビョーブラ イト	所有 直接100%	原料の購入 役員の兼任	資金借入(注) 利息支払(注)	— 1,175	長期借入金 —	240,000 —
子会社	ミノセラミッ クス商事㈱	所有 直接100%	原料及び耐火物 の購入・販売 役員の兼任	資金借入(注) 利息支払(注)	— 2,750	長期借入金 —	545,000 —

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入金の利率につきましては、市場金利を勘案して決定しております。



### (1 株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 878円79銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 74円15銭  |

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「役員株式給付信託(BBT)」制度及び従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(JESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託Eロ)が保有している当社株式を控除対象の自己株式を含めて算定しております。なお、株式会社日本カストディ銀行は、従前の資産管理サービス信託銀行株式会社が、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を変更したものであります。

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。